

○北谷町総合計画策定委員会設置規程

平成2年7月1日

訓令第17号

改正 平成6年3月28日訓令第6号

平成19年3月30日訓令第7号

平成23年7月25日訓令第16号

(目的)

第1条 この規程は、北谷町総合計画の策定事務を円滑に推進するため、北谷町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、北谷町総合計画に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、副町長並びに町職員のうちから町長が任命する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は、副町長をもって充てる。

(総合計画策定部会)

第4条 委員会に専門的事項を調査研究させるため、総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

- 2 策定部会の委員は、町職員のうちから委員長が指名し、町長が任命する。
- 3 策定部会に、部会長を置く。部会長は策定部会の委員のうちから互選により定める。
- 4 部会長は、策定部会を招集し、会議の議長となる。
- 5 部会長が必要と認めたときは、関係職員を策定部会に出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第6号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第16号）

この訓令は、公表の日から施行する。